

沼田市水道料金
あり方検討委員会
(第1回)

令和6年5月24日

沼田市都市建設部上下水道経営課

目次

- 1 検討委員会設置の目的
- 2 沼田市水道事業の概要
- 3 水道料金のしくみ
- 4 沼田市の水道料金
- 5 財政収支見通し
- 6 沼田市水道事業の課題



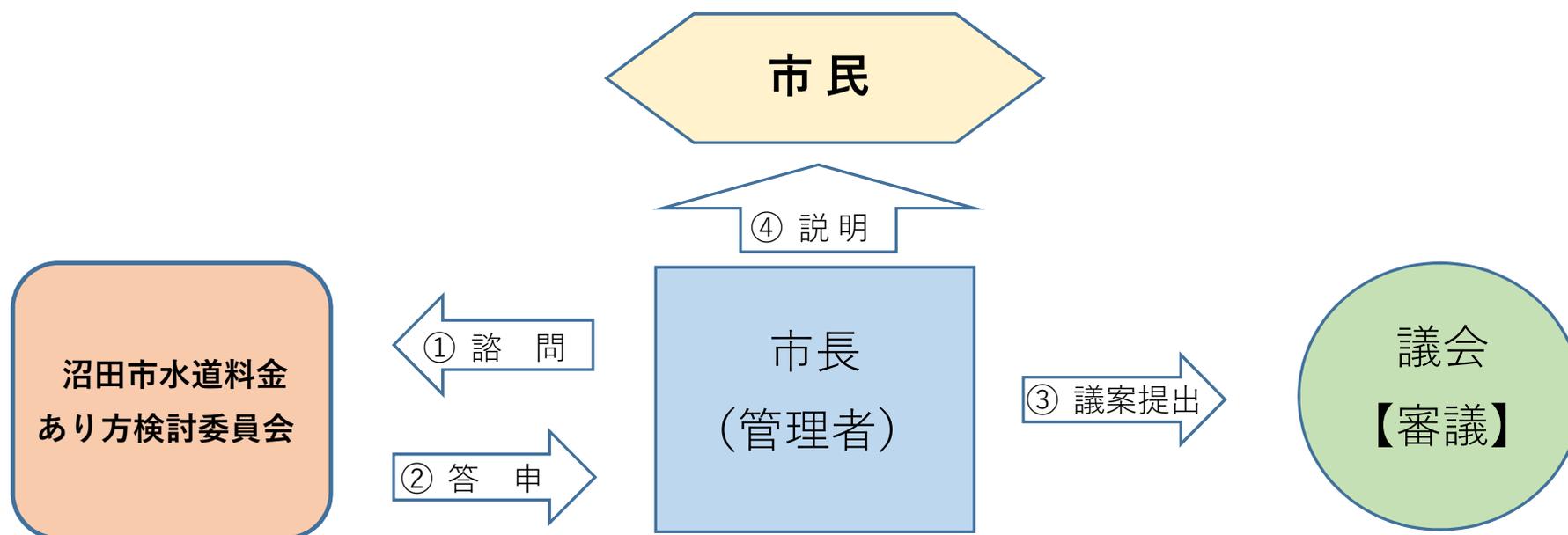
1 検討委員会設置の目的



1 - 1 設置の目的

安全安心な水道水の供給を末永く続けていける水道料金のあり方を考え、意見を交わし合うため、沼田市水道料金あり方検討委員会を設置します。

1 - 2 検討委員会の位置づけ



1 - 3 検討委員会スケジュール（案）

検討委員会	開催年月	主な内容
第1回	令和6年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会設置の目的 ・ 沼田市水道事業の概要 ・ 水道料金のしくみ ・ 沼田市の水道料金 ・ 財政収支見通し ・ 沼田市水道事業の課題
第2回	令和6年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業会計のしくみ ・ 水道料金算定方法及び料金体系
第3回	令和6年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定の基本方針 ・ 料金改定シミュレーション
第4回	令和6年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定パターン検討
第5回	令和6年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回～4回まとめ、補足 ・ 答申（案）決定

注) 委員会の進捗状況やご意見等により変更になる可能性があります。



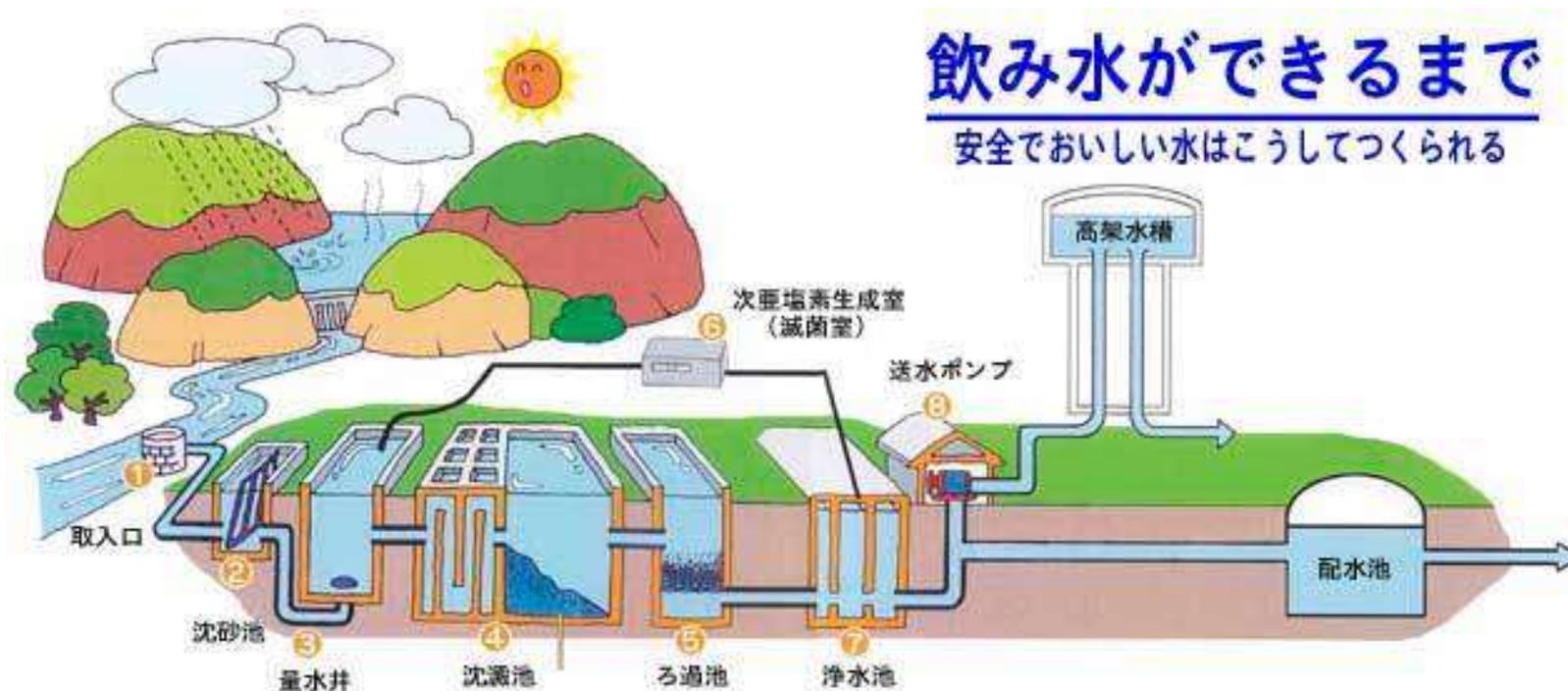
2 沼田市水道事業の概要



2-1 水道事業とは

水道事業とは、一般の需要に応じて水道により水を供給する事業のことをいいます。

表流水等の水源から取水した水を飲用に適する水に浄化して水道利用者へ供給し、水道料金を主な収入として運営しています。



※イメージ図

2 - 2 沼田市水道事業の概要

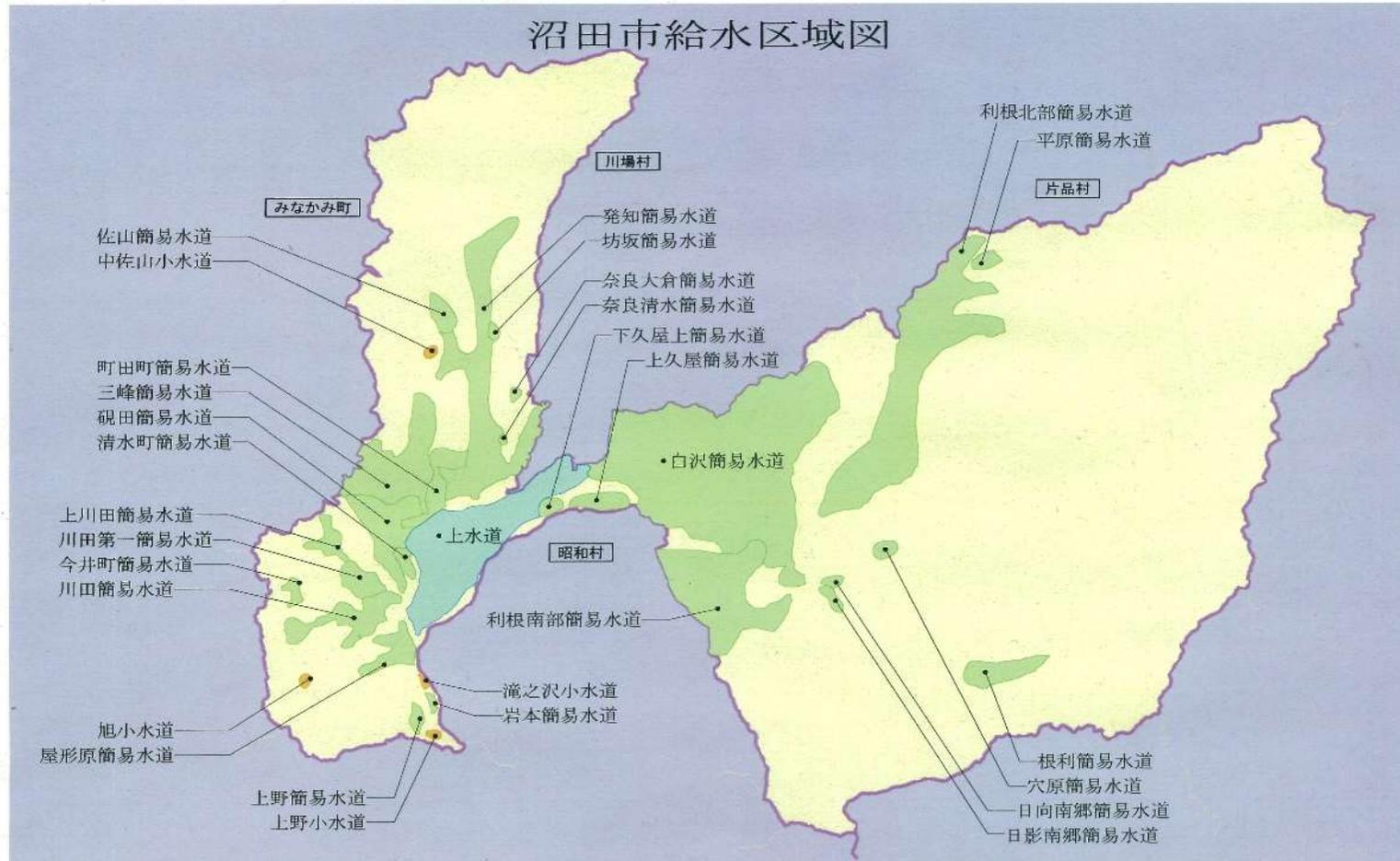
沼田市では、2種類の水道事業を運営しています。

本委員会での検討対象は「沼田市上水道事業」です。

※令和5年3月31日現在

事業	給水人口	配水管延長	主要施設
沼田市上水道事業 1区域	計画：40,000人 現在：23,288人	150.286km	水源：2箇所 浄水場：1箇所 配水池：1箇所(4池) 高架水槽：2箇所(3塔)
沼田市簡易水道事業 (市営) 22区域 (組合営) 3区域 小水道事業 4区域	計画：31,180人 現在：21,454人	322.05km	水源：74箇所 浄水場：36箇所 配水池：86箇所

《沼田市給水区域図》



2 - 3 沼田市の水道施設

水源 (利根町高戸谷)



浄水場 (下久屋町)



高区高架水槽 (久屋原町)



低区配水池 (下久屋町)



2-4 沼田市（水道事業）の沿革

大正14年	供用開始（沼田町：県内では高崎市に次ぐ2番目、全国でも50番目）
昭和29年	市制施行開始（沼田町、利南村、池田村、薄根村、川田村の1町4か村合併）
昭和39年～ 昭和59年	料金改定×6回（基本料金120円/月→750円/月） 施設（浄水場）拡張工事実施
平成5年	前回料金改定（基本料金750円/月→800円/月）
平成17年	市村合併（沼田市、利根村、白沢村の1市2村）※2村は共に簡易水道事業
令和6年	現在

※料金については、平成元年、平成9年、平成26年、令和元年にそれぞれ消費税分の値上げあり。



3 水道料金のしくみ



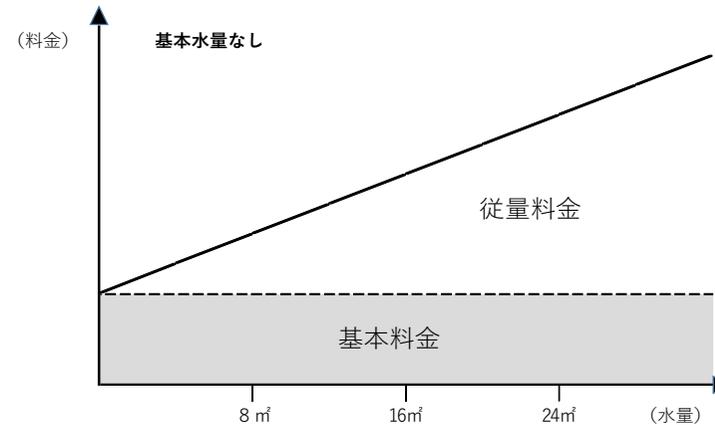
3 - 1 料金体系（基本料金と従量料金）

基本料金

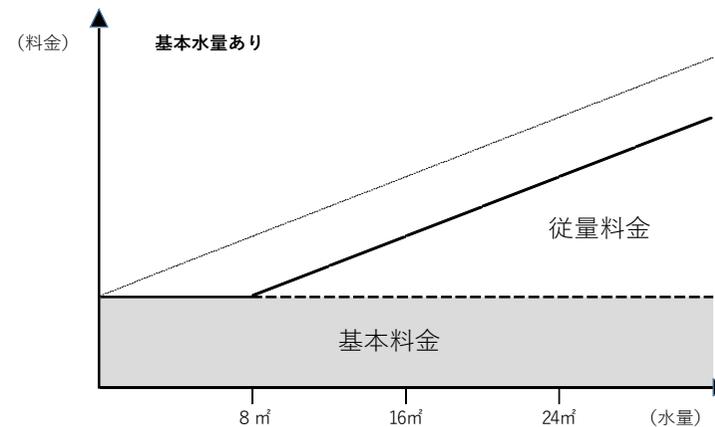
水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。

従量料金

実使用水量に単価を乗じて算定し徴収される料金です。



※採用



※基本水量とは

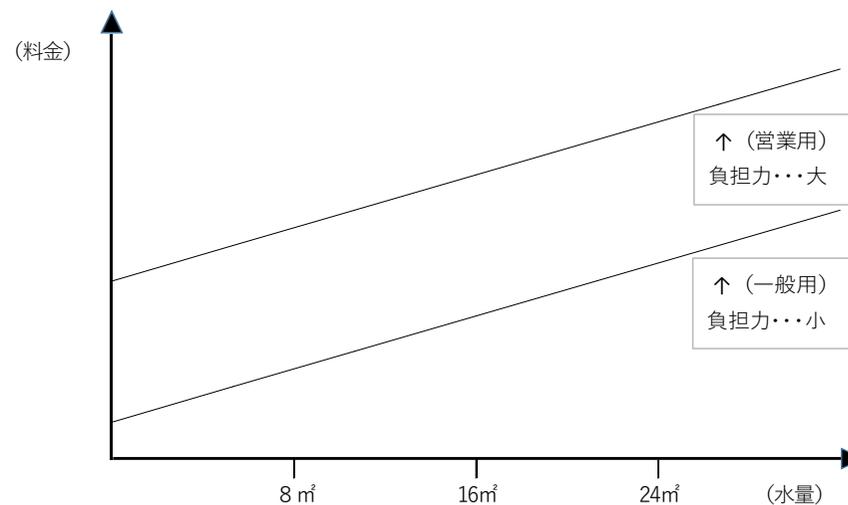
水道の目的の一つに感染症などを予防する公衆衛生があります。一般の方に積極的に水道を使ってもらうことを目的に、基本料金に一定分の使用量を含める料金体系のことで、この基本料金に含まれている水量を「基本水量」といいます。

3 - 2 基本料金の種類 (用途別と口径別)

用途別

水使用の用途（負担力）に応じて価格差を設ける方法です。

※一般用、営業用、浴場用など

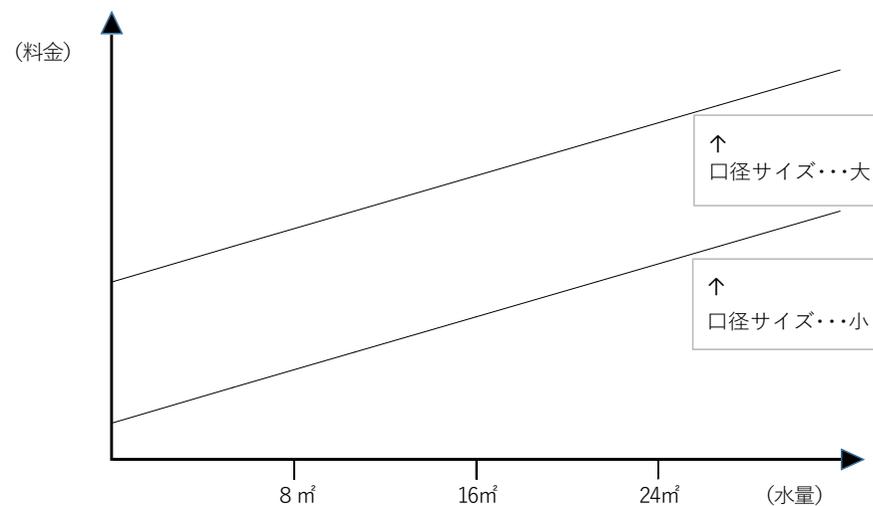


口径別

メーター口径を基準に価格差を設ける方法です。

口径が大きいほど一度に多くの水量を使用可能です。

※口径13mm、30mmなど



3 - 3 従量料金の種類（均一型・逡増型・逡減型）

均一型

使用量の増加によらない、従量料金単価が一定の料金設定です。

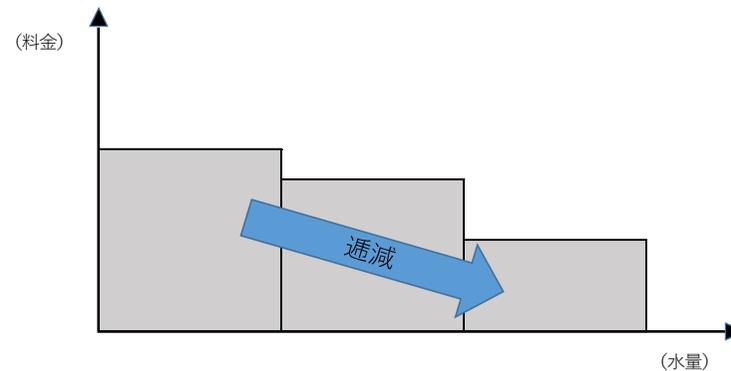
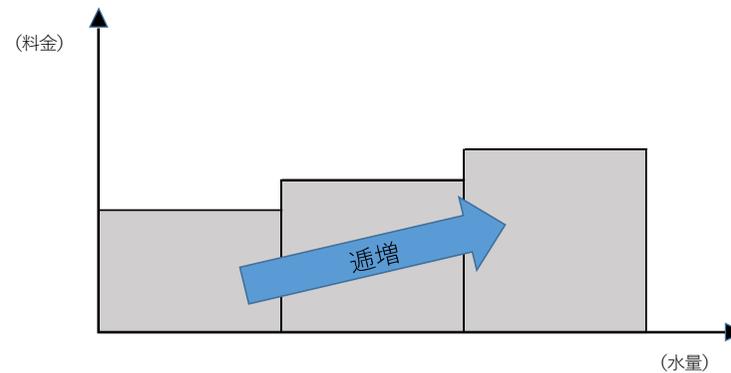
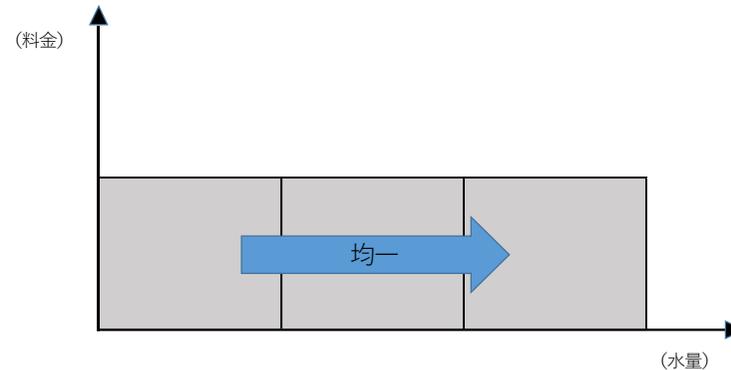
逡増型

使用量の増加に伴い、従量料金単価が高額となる料金設定です。

逡減型

使用量の増加に伴い、従量料金単価が低額となる料金設定です。

1立方メートルあたりの従量料金単価



3 - 4 料金算定に関する法令

独立採算の原則

○地方公営企業法第17条の2第2項

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

水道料金の決定原則

○水道法第14条第2項

料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

○水道法施行規則第12条

料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。



4 沼田市の水道料金



4 - 1 現行の水道料金

(税別)

用途	料金	基本料金 (1か月につき)		超過料金1立方メートルにつき
		水量	料金	
一般用		8立方メートル	800円	120円
営業用		10立方メートル	1,000円	120円
浴場営業用		200立方メートル	4,900円	40円
臨時用		1立方メートルにつき	120円	—

※基本料金種別・・・用途別、従量料金種別・・・均一型

4 - 2 水道料金計算例

(※すべて税抜、別途メーター使用料あり)

【例1】一般用で2か月16立方メートル使用した場合

区 分			料金/2月
基本料金			1,600円
従量料金	1~16 m^3	0円/ m^3 × 16 m^3	0円
	17 m^3 ~	120円/ m^3 × 0 m^3	0円
合 計			1,600円

【例2】一般用で2か月50立方メートル使用した場合

区 分			料金/2月
基本料金			1,600円
従量料金	1~16 m^3	0円/ m^3 × 16 m^3	0円
	17 m^3 ~50 m^3	120円/ m^3 × 34 m^3	4,080円
合 計			5,680円

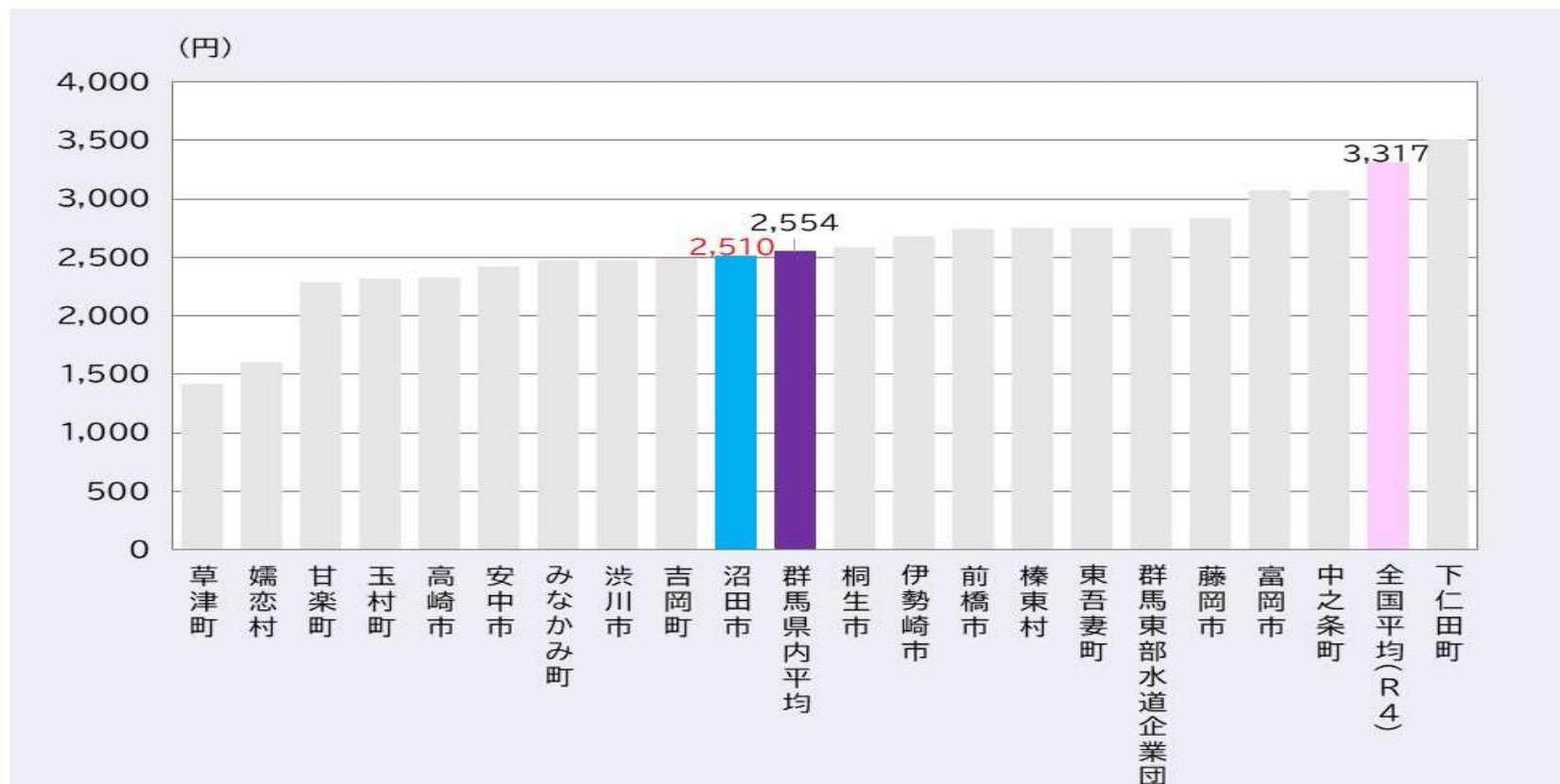
【例3】営業用で2か月50立方メートル使用した場合

区 分			料金/2月
基本料金			2,000円
従量料金	1~20 m^3	0円/ m^3 × 20 m^3	0円
	21 m^3 ~50 m^3	120円/ m^3 × 30 m^3	3,600円
合 計			5,600円

4 - 3 県内他市との料金比較

※各市町村とも一般家庭用（口径13mm）で1ヶ月に20m³を使用した場合で算定（消費税込）

（単位：円）



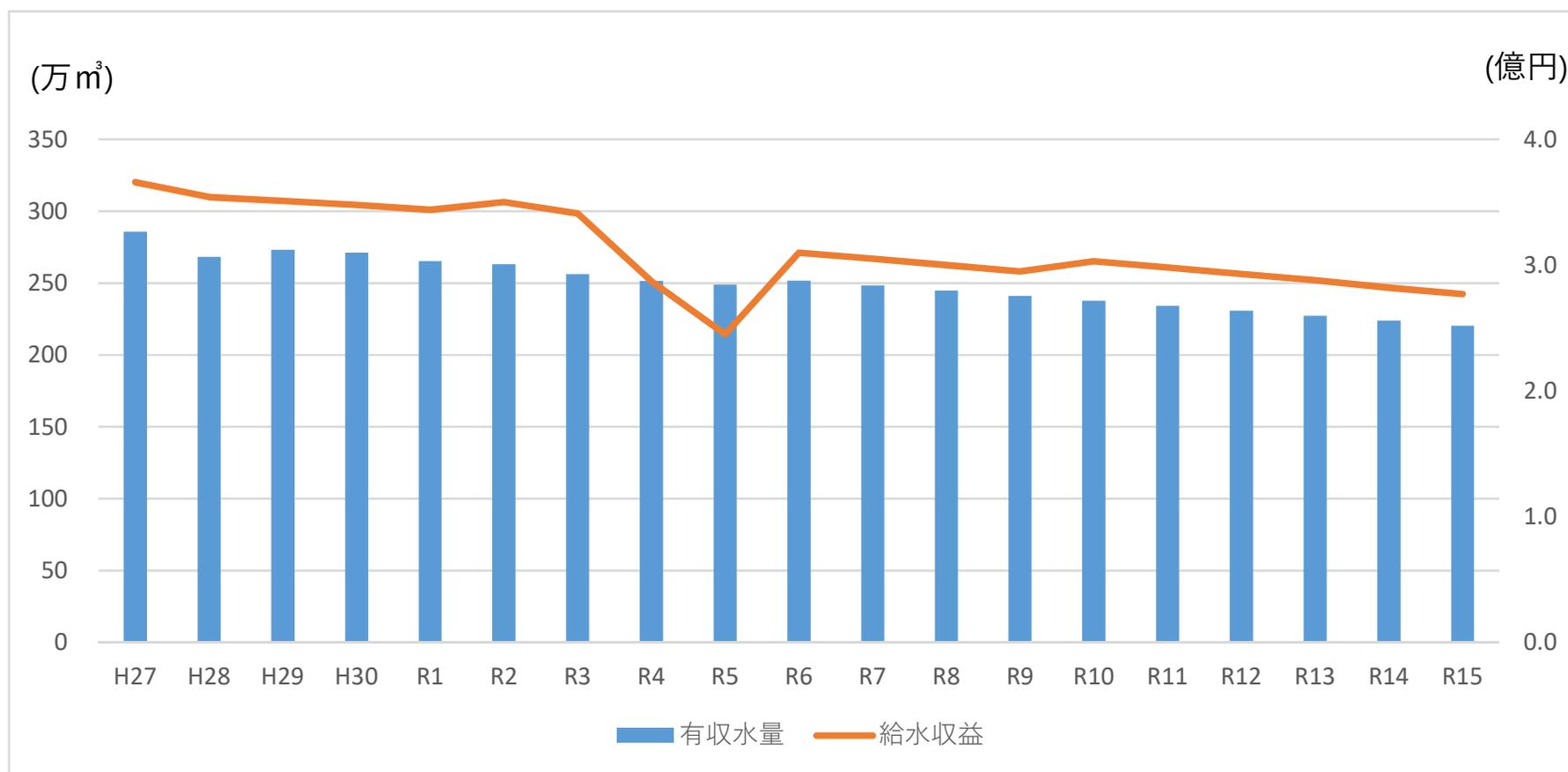
本市の料金水準は、全国平均を807円、県内平均を44円下回っており、
県内他市との比較では、平均的な水準となっています。



5 財政収支見通し



5 - 1 使用水量と水道料金収入の推移

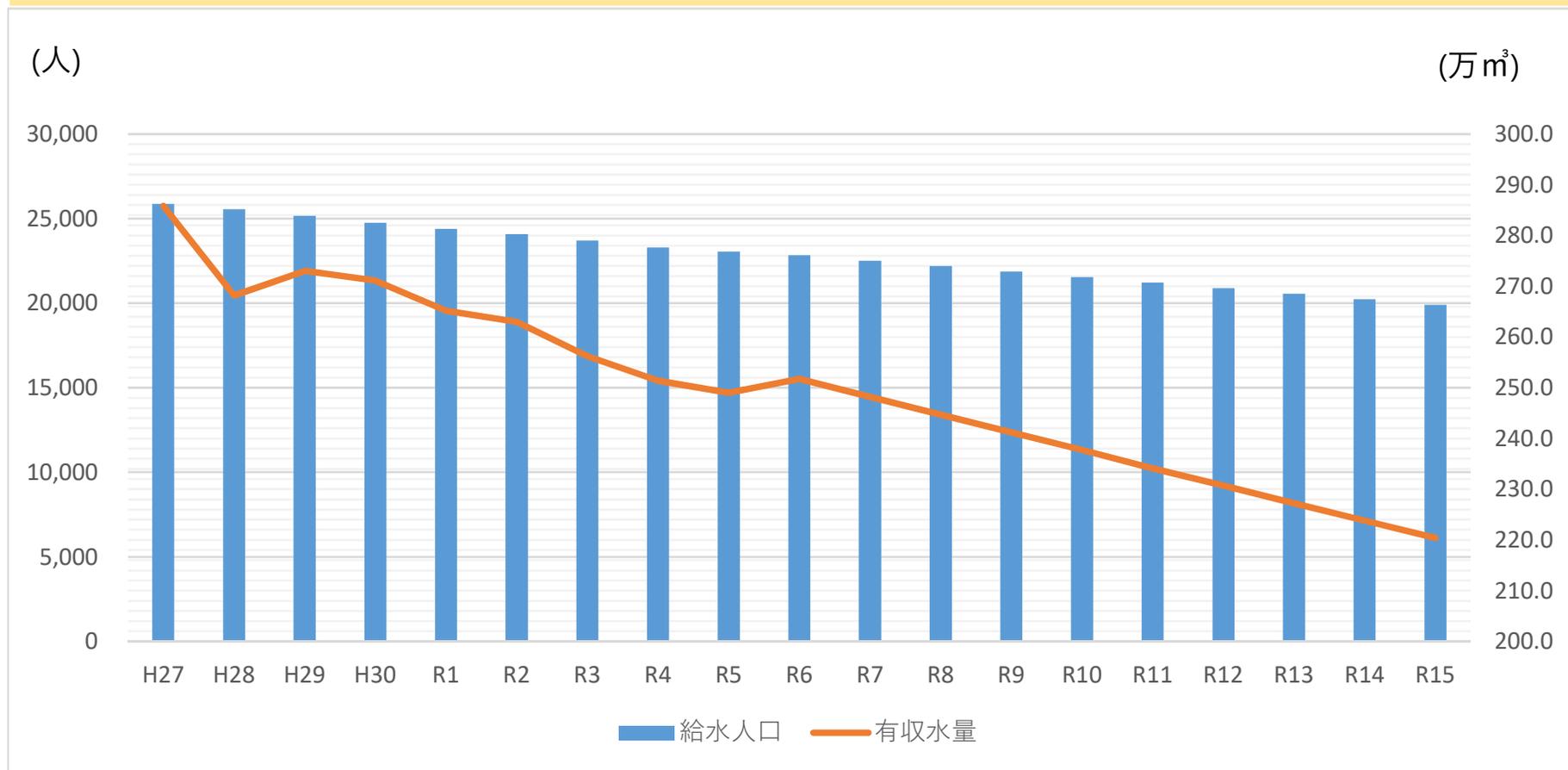


○使用水量の減少に伴い、給水収益は平成27年度から令和3年度実績では、約8%（約2,500万円）減少しています。

○令和3年度実績から令和15年度予測では、約19%（約6,400万円）減少する見通しです。

※R4・R5の給水収益の落ち込みは、新型コロナウイルス経済対策による基本料金減免によるもの。

5 - 2 給水人口の推移

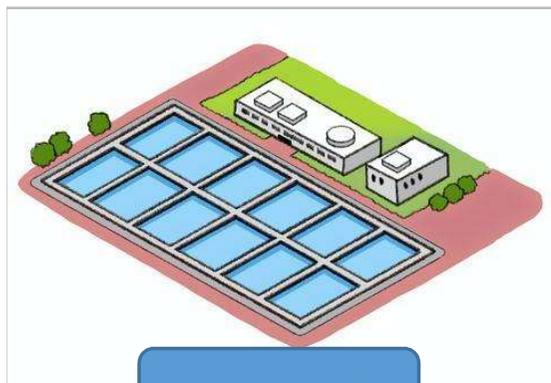


- 使用水量の減少は、給水人口（使用者）の減少が大きな要因となっています。
- 今後も給水人口の減少が見込まれるため、経営状況は年々厳しくなることが予想されます。
(人口減少→水需要減少→料金収入減少→経営状況悪化)

給水人口減少が与える影響（一人あたり負担額の例）

【水道施設を維持するためにかかる費用】

平成27年



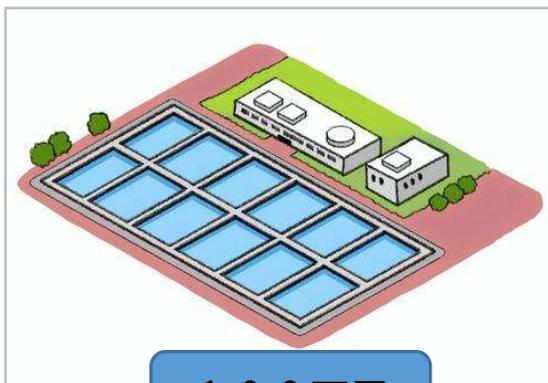
100万円



100人

10,000円/人

令和6年



100万円



88人

11,363円/人

令和15年



100万円



77人

12,987円/人

※H27年度の沼田市の給水人口を100人とし、今後の人口増減見通しを当てはめたものです。

※維持管理費用「100万円」は仮数値であり、実際の改修(見込)費用とは異なります。

5 - 3 収益的収支の見通し

(単位：千円)

区分	年度 R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込	R9 見込
収益的収入	348,479	337,385	341,852	337,082	330,795	324,796
収益的支出	343,831	355,761	325,511	322,624	313,488	313,632
純利益(▲純損失)	4,648	▲ 18,376	16,341	14,458	17,307	11,164

区分	年度 R10 見込	R11 見込	R12 見込	R13 見込	R14 見込	R15 見込
収益的収入	331,817	328,552	325,217	321,816	320,163	318,190
収益的支出	318,312	315,951	311,426	323,793	372,330	545,655
純利益(▲純損失)	13,505	12,601	13,791	▲ 1,977	▲ 52,167	▲ 227,465

見込数値は、昨年度に作成した経営戦略によるものであり、令和12年度までは黒字決算を維持できるが、令和13年度より浄水場更新に伴う資本費（減価償却費及び起債利子）の発生により赤字決算となる。



6 沼田市水道事業の課題

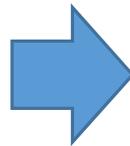


6 - 1 時代の移り変わりへの対応

現在は、水道普及率も向上したことから、拡張の時代から維持管理への時代へ移り変わろうとしており、沼田市のみならず、全国的に同じ状況となっています。

拡張の時代

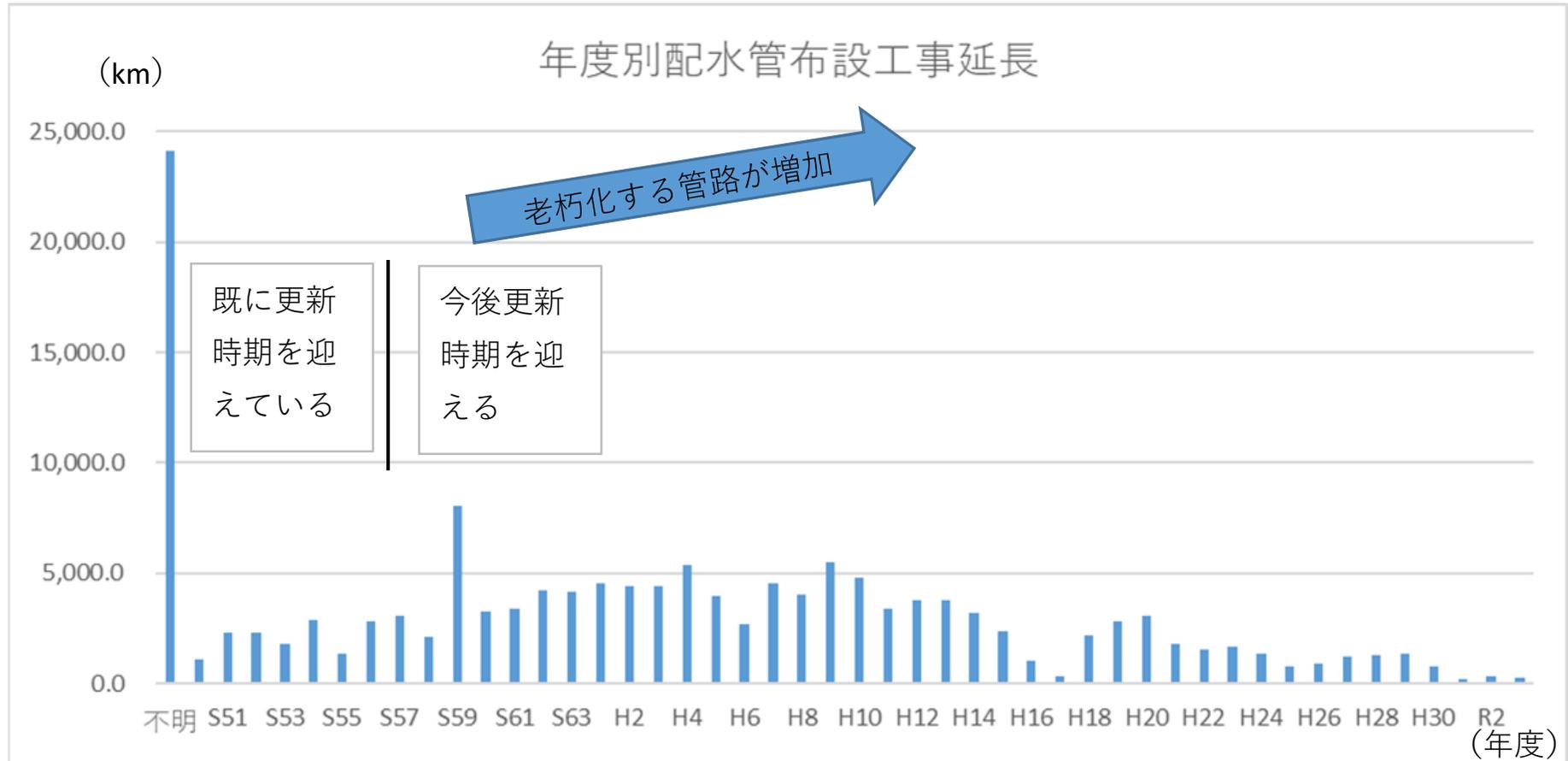
- ・人口増加
- ・水需要増加
- ・補助金活用
- ・管路延伸
- ・普及率向上 等



維持管理の時代

- ・人口減少
- ・水需要減少
- ・更新財源確保
- ・管路更新
- ・耐震化対策 等

沼田市の水道管路状況（配水管）



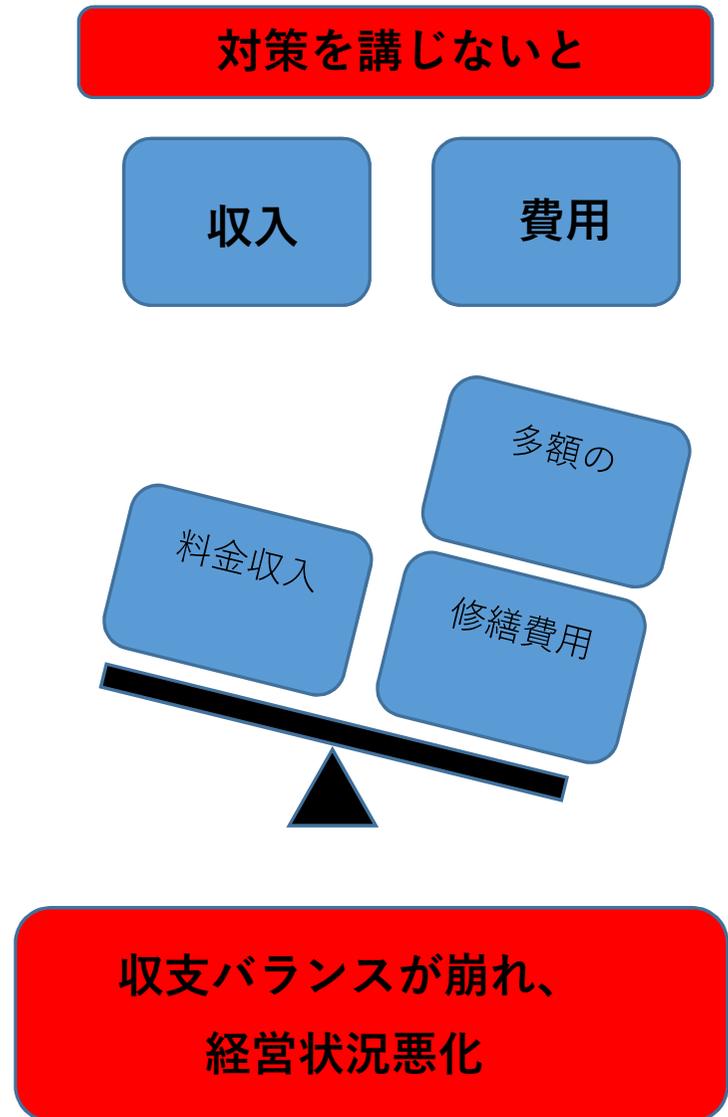
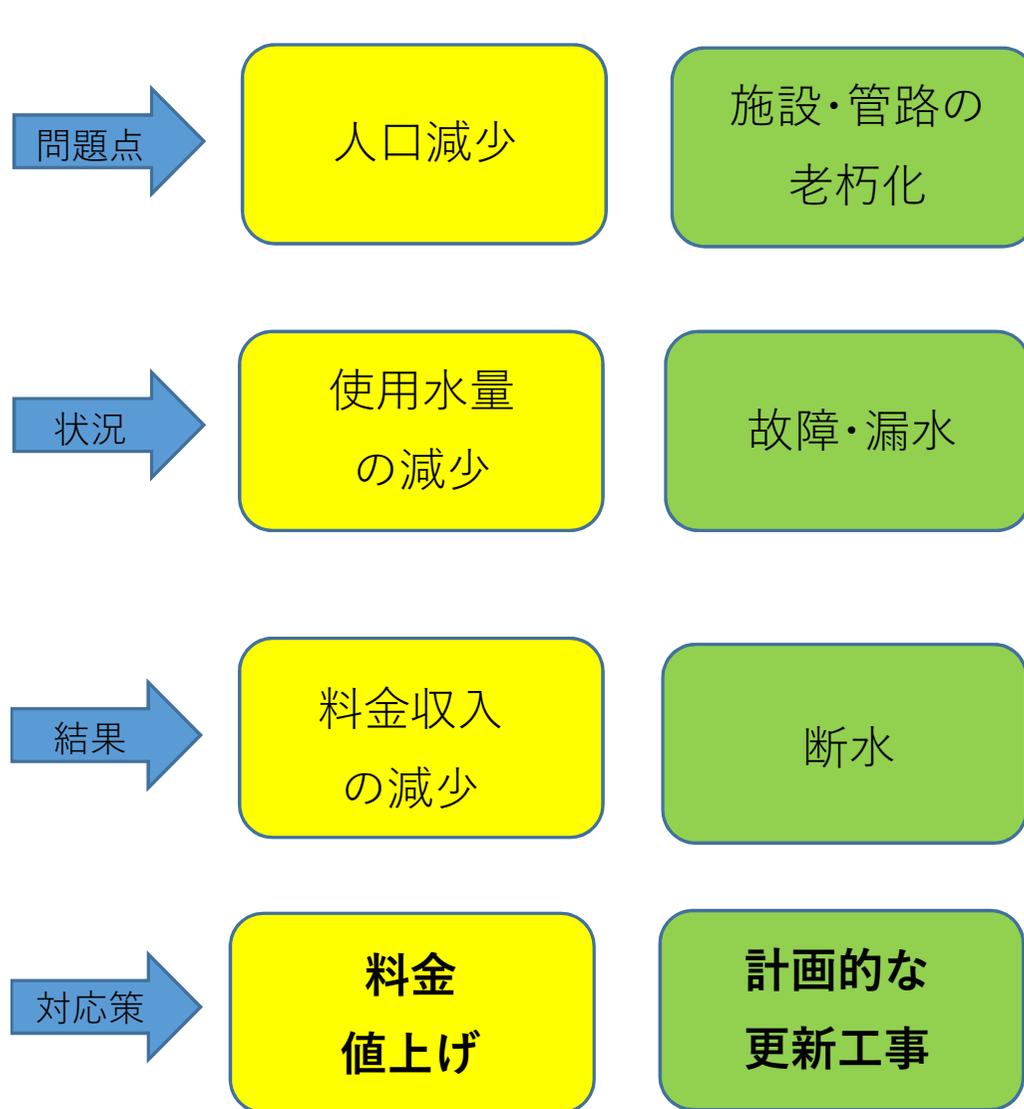
- 既に耐用年数を超過している管路が全体の28.4%（約48km）存在し、今後も老朽化が進み、超過割合は増加することが見込まれています。
- 現在は限られた財源の中で、年間管路更新率約0.3%のペースで新しい配管への布設替を行っている状況です。

老朽化や地震被害による水道管の事故（例）



老朽化した水道管を放置すると大きな漏水事故につながりやすくなります。

沼田市水道事業が直面している問題点



6 - 2 事業継続運営における課題

沼田市水道事業においては、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中、浄水場施設の更新を控えており、減価償却の始まる令和13年頃からは大幅な赤字決算が見込まれている。

安全で安心した水道水の供給を続けるための施設更新・維持管理を行っていくためには、安定した経営状況（黒字経営）を維持していく必要があります。



このまま対策を講じないとこんな問題が・・・

☑施設更新財源の不足 ☑漏水や断水の増加 ☑借金依存による将来世代への負担増等